

坂監公表28第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので，その結果に関する報告を同条第9項の規定により，別紙のとおり公表します。

平成28年12月1日

坂出市監査委員 本 多 聰

坂出市監査委員 前 川 昌 也

(別紙)

平成28年度財政援助団体等監査の結果報告書

1. 社会福祉法人坂出市社会福祉協議会の監査

第1 監査の概要

1 監査の対象

社会福祉法人坂出市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行並びに福祉事務所ふくし課（以下「ふくし課」という。）及び福祉事務所こども課（以下「こども課」という。）並びに福祉事務所かいご課（以下「かいご課」という。）の同財政援助に係る事務の執行について監査を行った。

補助金の名称及び金額

(1) 坂出市社会福祉協議会交付金	49,774,333 円
(2) 福祉会館管理費補助金	3,700,000 円
(3) 坂出市長寿社会ふるさと福祉のまちづくり 推進事業補助金	8,400,000 円
(4) 高額療養費つなぎ資金貸付金	2,000,000 円
(5) 坂出市ファミリーサポートセンター事業委託料	3,000,000 円
(6) 坂出市成年後見センター運営支援補助金	5,524,000 円
(7) 生活困窮者自立相談支援事業委託料	4,468,227 円

2 監査の実施日

平成28年9月16日から平成28年10月13日まで

3 実施した監査手続

市社協の上記財政援助に係る出納その他の事務の執行について、市社協から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づいて帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続きを実施した。

また、ふくし課及びこども課並びにかいご課の上記財政援助に係る事務の執行について、同課から提出された関係書類等に基づいて照合その他必要と認めた監査手続きを実施した。

第2 監査の結果等

1 市社協の概要

市社協は、坂出市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図ることを目的として昭和48年10月18日設立された。

主な事業は、

- (1) 地域福祉活動の推進
- (2) ボランティア活動，福祉教育の振興
- (3) 介護保健事業，障がい者支援事業，在宅福祉サービスの推進
- (4) 成年後見センター運営
- (5) 福祉総合相談及び福祉情報の収集提供活動
- (6) 受託事業
 - ① 生活福祉資金貸付事業（県社協）
 - ② ファミリー・サポート・センター事業（子育て支援）
 - ③ 高額療養費つなぎ資金貸付事業
 - ④ 「坂出市友愛のつどい」（障がい者交流会）
 - ⑤ 生活困窮者自立相談支援事業
- (7) その他推進事業
 - ① 香川おもいやりネットワーク事業
 - ② 社協発展強化計画の推進・職員地区担当制
 - ③ 福祉会館・老人健康室の運営
 - ④ 高齢者福祉週間事業，助け合い金庫 等
 - ⑤ 社会福祉団体の育成援助
 - ⑥ 団体事務

（民生児童委員協議会連合会，身体障がい者団体連合会，母子寡婦福祉連合会，共同募金委員会，地区社協連絡協議会，福祉老健施設連絡協議会，老人クラブ連合会（一部）の事務処理。）

を実施している。

2 市社協監査の結果

市社協の上記の補助金に係る出納その他の事務は，適正に処理されているものと認められた。

なお，委員より地域福祉活動の推進について，最近，地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）の行事が多いため役員等の労力の多くがイベント等の準備や実施にかかりきりのような状況もあるとの指摘があった。

地区社協の原点は，地域における相互扶助やボランティア，住民活動を支えるためのものであり，主な目的が世代間交流であるイベント等に重点をおいた地区社協への助成では，高齢化の進展などにより活動できる役員等が少なくなっている現状ではその雑務に追われることも多いため，地域における見守りや訪問活動など地区社協として持続可能な活動に重点をおいた助成制度の実施に努めるよう要望する。

- 3 ふくし課の監査結果
ふくし課における市社協に対する上記の補助金に係る事務は、適正に執行されているものと認められた。
- 4 こども課の監査結果
こども課における市社協に対する上記の補助金に係る事務は、適正に執行されているものと認められた。
- 5 かいご課の監査結果
かいご課における市社協に対する上記の補助金に係る事務は、適正に執行されているものと認められた。

2. 公益財団法人坂出市学校給食会の監査

第1 監査の概要

1 監査の対象

公益財団法人坂出市学校給食会（以下「学校給食会」という。）の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの次の補助金に係る出納その他の事務の執行並びに教育委員会教育総務課（以下「教育総務課」という。）の次の補助金に係る事務の執行について監査を行った。

補助金の名称及び金額

（1）坂出市学校給食事業補助金	18,412,156円
-----------------	-------------

2 監査の実施日

平成28年9月16日から平成28年10月13日まで

3 実施した監査手続

学校給食会の上記補助金に係る出納その他の事務の執行について学校給食会から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づいて帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

また、教育総務課の上記補助金に係る事務の執行について、同課から提出された関係書類等に基づいて必要と認めた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1 学校給食会の概要

学校給食会は、坂出市における学校の給食事業の充実発展とその運営の適正

を図り、学校教育の円滑な遂行に寄与することを目的として昭和 54 年 3 月 17 日設立、平成 24 年 4 月 1 日公益財団法人へ移行した。主な事業は、小・中学校ごとの共同献立の作成、給食に使用する物資の共同購入、児童・生徒のバランスのとれた栄養豊かな給食を効率的に実施している。

2 学校給食会の監査の結果

学校給食会の財政援助に係る出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

3 教育総務課の監査の結果

教育総務課における学校給食会に対する補助金に係る事務は、適正に執行されているものと認められた。

なお、学校給食の調理施設は、1 施設を除いて学校ごとに設置しており、炊飯・焼物・保冷などの機器がなく、委託炊飯によりコスト高となっているとともに、魅力ある献立を作成する上での制約となっている現状があり、今後、教育委員会として共同調理場の設置による学校給食の充実について、当初費用のみならず将来のランニングコストも考慮した上で、検討されるよう要望する。